

別表

経費	事業実施主体	補助率（額）	重要な変更
<p>1 経営体育成支援事業</p> <p>(1) 事業費 補助事業者が経営体育成支援事業実施要綱別表1の事業内容欄の1から3に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費 市町が(1)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督を行うのに要する経費を県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	市町	<p>助成対象となる経費の定額、 3/10、1/2以内(農林水産省経営局長が別に定める場合を除く。)</p> <p>1/2以内</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 助成対象者の変更</p> <p>4 施設等の設置場所の変更</p> <p>5 事業費の30パーセントを超える増減</p> <p>6 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>